

議案第43号

養父市使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

養父市使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和8年8月31日提出

養父市長 大 林 賢 一

(養父市森高齢者ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正)

第1条 養父市森高齢者ふれあいセンター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第6条関係） (略)	別表（第6条関係） (略)
備考 <u>営利等の目的外使用については、基本使用料の10割の加算金を徴収することができる。</u>	備考 <u>1 この表以外に冷暖房料及び燃料費等の実費を徴収することができる。</u> <u>2 営利等の目的外使用については、基本使用料の5割から20割の範囲で加算金を徴収することができる。</u>

(養父市立葛畑コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正)

第2条 養父市立葛畑コミュニティセンター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第81号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）
(略)	(略)
備考	備考
1 (略)	1 (略)
<u>2</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、使用区分に係る基本使用料の3割の額_____及び照明使用料についても同割額を加算する。この場合において、当該延長し、又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。	<u>2</u> 暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。 <u>3</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、使用区分に係る基本使用料の3割の額、 <u>暖房使用料及び照明使用料</u> についても同割額を加算する。この場合において、当該延長し、又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
<u>3</u> (略)	<u>4</u> (略)

(養父市立学校施設等使用条例の一部改正)

第3条 養父市立学校施設等使用条例（平成16年養父市条例第81号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則（令和8年条例第9号） （施行期日） この条例は、公布の日から施行する。 _____	附 則（令和8年条例第9号） （施行期日） <u>1</u> この条例は、公布の日から施行する。 <u>（この条例の失効）</u>

別表（第8条関係）

1 施設使用料

施設の名称	単位	使用料
体育館	1時間	200円
教室等（1室につき）	1時間	120円
運動場	1時間	100円
柔剣道場	1時間	120円

2 照明使用料

施設の名称	単位	使用料	備考
運動場	1時間	600円	日没から22時までとする

3 空調設備使用料

施設の名称	単位	使用料	備考
体育館	1時間	1,000円	

2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第8条関係）

1 八鹿地区

施設の名称	料金	
	昼間	夜間
体育館	1,150円	1,350円
教室（1室につき）	350円	550円
運動場	350円	550円

2 養父地区

(1) 施設使用料

施設の名称		使用料	
		9時から18時まで	18時から22時まで
体育館	中学校	1,000円	1,500円
	小学校	500円	800円
柔剣道場		500円	800円
教室	1室につき	300円	500円
運動場	中学校	1,000円	1,500円
	小学校	300円	500円

(2) 照明使用料

施設の名称	時間単位	使用料	備考
運動場	1時間	600円	日没から22時までとする

3 大屋地区

施設の名称	単位	使用料
-------	----	-----

体育館	5時間までごとに	1,050円
教室	5時間までごとに	210円
運動場	5時間までごとに	630円
体育館	夜間使用1回	420円
小中学校運動場照明施設	全点灯	30分当たり 600円
	1/2点灯	300円

4 関宮地区

施設の名称		午前9時から午後10時まで
体育館	電灯使用有	3時間当たり 2,100
	電灯使用無	3時間当たり 1,630
運動場	—	3時間当たり 2,100
教室(1)	—	3時間当たり 2,100
プール	—	3時間当たり 220

ア 1区分使用時間が、2時間未満の場合は半額とする。ただし、プールは除く。

イ プールについては、1人当たりとする。

備考 各地区の体育館の空調設備を使用する場合は、別に定める料金を納めなければならない。

（養父市立あけのべ自然学校設置及び管理条例の一部改正）

第4条 養父市立あけのべ自然学校設置及び管理条例（平成16年養父市条例第82号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
1 宿泊使用		1 宿泊使用	
区分	使用料（1泊）	区分	使用料（1泊）
高校生以下（1人当たり）	1,570円	高校生以下（1人当たり）	1,570円
一般（1人当たり）	<u>3,270円</u>	一般（1人当たり）	<u>2,620円</u>
備考	（略）	備考	（略）
2 宿泊外使用		2 宿泊外使用	
区分	使用料（4時間ごとに）	区分	使用料（4時間ごとに）
本館（各室ごとに）	2,000円	本館（各室ごとに）	2,000円
体育館	5,000円	体育館	5,000円
屋外活動棟（1人当たり）	<u>150円</u>	屋外活動棟（1人当たり）	<u>100円</u>
備考	（略）	備考	（略）

（養父市立公民館条例の一部改正）

第5条 養父市立公民館条例（平成16年養父市条例第89号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第2（第7条関係）	別表第2（第7条関係）
（八鹿公民館）	（八鹿公民館）
（略）	（略）

(養父公民館)

(略)

特別料金

1 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額_____を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

2・3 (略)

附記 (略)

(大屋公民館)

(略)

特別料金 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

附記 (略)

(関宮公民館)

(略)

(養父公民館)

(略)

特別料金

1 冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。

2 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

3・4 (略)

附記 (略)

(大屋公民館)

(略)

特別料金

1 冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。

2 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

附記 (略)

(関宮公民館)

(略)

特別料金 <u>1</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額_____を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 <u>2</u> 附属設備の使用料は、次のとおりとする。 (略) 附記 (略)	特別料金 <u>1</u> 冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。 <u>2</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 <u>3</u> 附属設備の使用料は、次のとおりとする。 (略) 附記 (略)
--	--

(養父市立養父就業改善センター設置及び管理条例の一部改正)

第6条 養父市立養父就業改善センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第90号）の一部を次の表のように改正する。（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）
(略)	(略)
特別料金 <u>1</u> (略) <u>2</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額_____を加算する。この場合において延長又は繰り上げ	特別料金 <u>1</u> (略) <u>2</u> 冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。 <u>3</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上

た時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 附記 （略）	げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 附記 （略）
--	---

（養父市立ビバホール設置及び管理条例の一部改正）

第7条 養父市立ビバホール設置及び管理条例（平成16年養父市条例第93号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第9条関係） 1 施設使用料 (略) 特別料金 1 （略） 2 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額_____を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 附記 （略） 2 附属設備使用料 （略）	別表（第9条関係） 1 施設使用料 (略) 特別料金 1 （略） 2 <u>冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。</u> 3 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額 <u>及び冷暖房使用料についても同割額</u> を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 附記 （略） 2 附属設備使用料 （略）

（養父市立おおやホール設置及び管理条例の一部改正）

第8条 養父市立おおやホール設置及び管理条例（平成16年養父市条例第94号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第9条関係）	別表（第9条関係）
1 施設使用料	1 施設使用料
(略)	(略)
特別料金	特別料金
1 (略)	1 (略)
<u>2 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額</u> _____を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。	<u>2 冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。ただし、和室を除く。</u>
2 附属設備使用料 (略)	<u>3 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。</u>
	2 附属設備使用料 (略)

（養父市立西谷集会所設置及び管理条例の一部改正）

第9条 養父市立西谷集会所設置及び管理条例（平成16年養父市条例第95号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第9条関係）	別表（第9条関係）

区分	使用料	区分	使用料
目的外使用の場合	4時間以内の場合 4,200円	目的外使用の場合	4時間以内の場合 4,200円
	4時間を超える場合 6,300円		4時間を超える場合 6,300円
			冷暖房使用の場合は、50%を加算する。

（養父市立山田風太郎記念館設置及び管理条例の一部改正）

第10条 養父市立山田風太郎記念館設置及び管理条例（平成16年養父市条例第100号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第 1 （第 4 条関係）				別表第 1 （第 4 条関係）			
区分	観覧料（1人につき）			区分	観覧料（1人につき）		
	常設展示		特別展示		常設展示		特別展示
	団体	個人	1,000円の範囲内において、市長がその都度定める額		団体	個人	1,000円の範囲内において、市長がその都度定める額
高校生以下	<u>100円</u>	<u>150円</u>		高校生以下	<u>80円</u>	<u>100円</u>	
一般	<u>350円</u>	<u>450円</u>		一般	<u>250円</u>	<u>300円</u>	
備考				備考			
1 ～ 3 （略）				1 ～ 3 （略）			

（養父市立あけのべ自然学校「あけのべドーム森の館」設置及び管理条例の一部改正）

第11条 養父市立あけのべ自然学校「あけのべドーム森の館」設置及び管理条例（平成16年養父市条例第102号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）

使用区分	使用料（4時間ごと）	備考	使用区分	使用料（4時間ごと）	備考
個人使用（1人当たり）	<u>310円</u>		個人使用（1人当たり）	<u>210円</u>	
使用者20人以上	<u>6,300円</u>	左の金額を上限とする。	使用者20人以上	<u>4,200円</u>	左の金額を上限とする。
営利を目的として使用する場合		<u>12,600円</u>	営利を目的として使用する場合		<u>8,400円</u>

（養父市立みふね会館設置及び管理条例の一部改正）

第12条 養父市立みふね会館設置及び管理条例（平成16年養父市条例第103号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案								現 行							
別表（第9条関係） 使用料（1回当たり） (単位：円)								別表（第9条関係） 使用料（1回当たり） (単位：円)							
部屋の名称	収容 人員 (人)	使用時間区分及び基本使用料						部屋の名称	収容 人員 (人)	使用時間区分及び基本使用料					
		午前9時から			午後1時から		午後6時			午前9時から			午後1時から		午後6時
		午後零時 まで	午後5時 まで	午後10時 まで	午後5時 まで	午後10時 まで	から午後 10時まで			午後零時 まで	午後5時 まで	午後10時 まで	午後5時 まで	午後10時 まで	から午後 10時まで
会議室	100	<u>1,650</u>	<u>3,370</u>	<u>5,400</u>	<u>2,020</u>	<u>4,050</u>	<u>2,320</u>	会議室	100	<u>1,100</u>	<u>2,250</u>	<u>3,600</u>	<u>1,350</u>	<u>2,700</u>	<u>1,550</u>
和室	24	<u>760</u>	<u>1,650</u>	<u>2,700</u>	<u>970</u>	<u>2,020</u>	<u>1,010</u>	和室	24	<u>550</u>	<u>1,100</u>	<u>1,800</u>	<u>650</u>	<u>1,350</u>	<u>750</u>
調理実習室	25	<u>650</u>	<u>1,650</u>	<u>2,700</u>	<u>870</u>	<u>1,970</u>	<u>870</u>	調理実習室	25	<u>550</u>	<u>1,100</u>	<u>1,800</u>	<u>650</u>	<u>1,350</u>	<u>750</u>
講義室	10	<u>450</u>	<u>750</u>	<u>1,210</u>	<u>550</u>	<u>900</u>	<u>550</u>	講義室	10	<u>450</u>	<u>750</u>	<u>1,100</u>	<u>550</u>	<u>900</u>	<u>550</u>
相談室	10	<u>450</u>	<u>750</u>	<u>1,100</u>	<u>550</u>	<u>900</u>	<u>550</u>	相談室	10	<u>450</u>	<u>750</u>	<u>1,100</u>	<u>550</u>	<u>900</u>	<u>550</u>
陶芸室	25	<u>820</u>	<u>1,650</u>	<u>2,700</u>	<u>970</u>	<u>2,020</u>	<u>1,120</u>	陶芸室	25	<u>550</u>	<u>1,100</u>	<u>1,800</u>	<u>650</u>	<u>1,350</u>	<u>750</u>

特別料金 <u>1</u> 使用時間を延長し、又は繰上げて使用するときは、延長又は繰上げた1時間を限度として使用区分に係る基本使用料の3割の額_____を加算する。この場合において、当該延長又は繰上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切捨てるものとする。 <u>2～4</u> (略) <u>5</u> <u>2から4</u>までについて、市内在住者又は市内に事業所を有する者以外が使用する場合は、それぞれの加算割合のほか、別に使用区分に係る基本使用料の7割を加算する。 <u>6</u> (略)	特別料金 <u>1</u> 冷暖房使用料については、1時間当たり会議室310円、その他の室100円をそれぞれ加算した額を徴収する。 <u>2</u> 使用時間を延長し、又は繰上げて使用するときは、延長又は繰上げた1時間を限度として使用区分に係る基本使用料の3割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において、当該延長又は繰上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切捨てるものとする。 <u>3～5</u> (略) <u>6</u> <u>3から5</u>までについて、市内在住者又は市内に事業所を有する者以外が使用する場合は、それぞれの加算割合のほか、別に使用区分に係る基本使用料の7割を加算する。 <u>7</u> (略)
---	--

(養父市立天文館バルーンようか設置及び管理条例の一部改正)

第13条 養父市立天文館バルーンようか設置及び管理条例（平成16年養父市条例第106号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
(使用料)				(使用料)			
第6条 使用者は、次の表に定める使用料を納めなければならない。				第6条 使用者は、次の表に定める使用料を納めなければならない。			
区分	種別	使用料	備考	区分	種別	使用料	備考
20cm屈折望遠鏡	一般の者が使用する場合（1回当たり）	1時間以内の場合	<u>1 小人とは、中学</u>	20cm屈折望遠鏡	一般の者が使用する場合（1回当たり）	1時間以内の場合	
40cm反射望遠鏡		大人1人につき 300円 小人1人につき 150円	<u>生以下の者をいう。</u>	40cm反射望遠鏡		1人 _____につき 200円	

						団体で使用する場合
						2,000円
		1時間を超える場合				1時間を超える場合
		1人につき 600円				1人につき 400円
						団体で使用する場合
						4,000円
	天文友の会員が 使用する場合 (1年当たり)	(略)				

2～4 (略)
(使用料の減免)

第7条 市長は、前条の場合において、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

						団体で使用する場合
						2,000円
		1時間を超える場合				1時間を超える場合
		1人につき 600円				1人につき 400円
						団体で使用する場合
						4,000円
	天文友の会員が 使用する場合 (1年当たり)	(略)				

2～5 (略)
(使用料の減免)

第7条 市長は、前条の場合において、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(養父市立旭山野外活動センター設置及び管理条例の一部改正)

第14条 養父市立旭山野外活動センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第115号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
区分	使用料	備考	区分	使用料	備考
入園料 1回（1	1人につき 460円	(略)	入園料 1回（1	1人につき 310円	(略)

泊)	1人につき <u>150円</u>	(略)	泊)	1人につき <u>100円</u>	(略)
テント (1張)	1日 (1泊) につき <u>1,570円</u>	(略)	テント (1張)	1日 (1泊) につき <u>1,050円</u>	(略)
野外炊飯用器材 (1 セット)	1日 (1泊) につき <u>1,570円</u>	(略)	野外炊飯用器材 (1 セット)	1日 (1泊) につき <u>1,050円</u>	(略)
営利等を目的とし て使用する場合	4時間以内の場合 <u>3,300円</u> 4時間を超える場合 <u>5,500円</u>		営利等を目的とし て使用する場合	4時間以内の場合 <u>3,150円</u> 4時間を超える場合 <u>5,250円</u>	

(養父市立大庄屋記念館 (旧長島家住宅) 設置及び管理条例の一部改正)

第15条 養父市立大庄屋記念館 (旧長島家住宅) 設置及び管理条例 (平成16年養父市条例第122号) の一部を次の表のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
別表 (第4条関係)			別表 (第4条関係)		
区分	個人	団体	区分	個人	団体
一般	<u>300円</u>	<u>200円</u>	一般	<u>200円</u>	<u>150円</u>
高等学校の生徒	<u>200円</u>	<u>150円</u>	高等学校の生徒	<u>150円</u>	<u>100円</u>
小学校、中学校及び義務教育学校 の児童・生徒	<u>150円</u>	<u>100円</u>	小学校、中学校及び義務教育学校 の児童・生徒	<u>100円</u>	<u>70円</u>

(養父市八鹿老人福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第16条 養父市八鹿老人福祉センター設置及び管理条例 (平成16年養父市条例第136号) の一部を次の表のように改正する。(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
別表 (第8条関係)	別表 (第8条関係)

(略)	(略)
備考 超過使用料_____の計算方法は、規則で定める。	備考 超過使用料 <u>及び冷暖房使用料</u> の計算方法は、規則で定める。

(養父市養父老人福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第17条 養父市養父老人福祉センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第137号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）
(略)	(略)
特別料金	特別料金
1 (略)	1 (略)
<u>2</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額_____を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。	<u>2</u> 冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。
	<u>3</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額 <u>及び冷暖房使用料についても同割額</u> を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
附記 (略)	附記 (略)

(養父市地域ふれあいの家設置及び管理条例の一部改正)

第18条 養父市地域ふれあいの家設置及び管理条例（平成16年養父市条例第144号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
区分	使用料	区分	使用料
営利等を目的として使用する場合	4時間以内の場合 4,200円	営利等を目的として使用する場合	4時間以内の場合 4,200円
	4時間を超える場合 6,300円		4時間を超える場合 6,300円
			<u>冷暖房使用の場合は50%を加算する。</u>

(養父市木の香る交流促進センター設置及び管理条例の一部改正)

第19条 養父市木の香る交流促進センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第170号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第6条関係） (養父市木の香る大森交流促進センター)		別表（第6条関係） (養父市木の香る大森交流促進センター)	
(略)		(略)	
備考 <u>営利等の目的外使用の場合は、基本使用料の5割を加算することができる。</u>		備考 <u>1 冷暖房使用の場合は、基本使用料の5割を加算することができる。</u> <u>2 ができる。 営利等の目的外使用の場合は、基本使用料の5割を加算すること</u>	

(養父市ハチ高原交流促進センター設置及び管理条例の一部改正)

第20条 養父市ハチ高原交流促進センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第182号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
(使用の許可)			(使用の許可)		
第6条 センターの施設のうち別表第1に掲げる施設を使用しようとする者_____は、市長の許可を受けなければならない。			第6条 センターの施設のうち別表第1に掲げる施設を使用しようとする者及びセンターが管理するハチ高原キャンプ場でキャンプをしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。		
2 (略)			2 (略)		
(使用料)			(使用料)		
第8条 センターを使用しようとする者_____（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納めなければならない。			第8条 センターを使用しようとする者及びセンターが管理するハチ高原キャンプ場でキャンプをしようとする者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納めなければならない。		
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）		
_____交流促進センター			1 交流促進センター		
施設名 \ 時間	半日	1日	施設名 \ 時間	半日	1日
	午前8時30分から午後零時30分まで 午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで		午前8時30分から午後零時30分まで 午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで
1階 ビジター室	5,500円	11,000円	1階 ビジター室	5,250円	10,500円
2階 研修室	11,000円	22,000円	2階 研修室	10,500円	21,000円
特別料金 夜間利用する場合の使用料は、別に定める。			(1) 暖房を利用する期間については、当該利用区分に係る使用料にそれぞれ5割増しの使用料とする。 (2) _____ 夜間利用する場合の使用料は、別に定める。		

2 キャンプ			
団体区分	テント持込みのとき (1人につき)	炊事場の使用のみのとき (1人につき)	摘要
小学校、中学校及び義務教育学校	70円	10円	時間は、午後3時から翌日午前10時までとする。
高等学校	130円		
その他	260円		

(養父市別宮地区コミュニティ施設の設置及び管理条例の一部改正)

第21条 養父市別宮地区コミュニティ施設の設置及び管理条例（平成16年養父市条例第198号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
室名	単位	使用料	備考	室名	単位	使用料	備考
談話室・管理室 （1階）	昼間1時間につき	700円		談話室・管理室 （1階）	昼間1時間につき	700円	暖房器具使用期間中は、 使用料の10分の2を加算 した額とする。
	夜間1時間につき	850円			夜間1時間につき	850円	
実習室（1階）	昼間1時間につき	700円		実習室（1階）	昼間1時間につき	700円	昼間とは、午前8時から 午後6時までとする。
	夜間1時間につき	850円	昼間とは、午前8時から 午後6時までとする。		夜間1時間につき	850円	
研修交流室（2 階）	昼間1時間につき	700円		研修交流室（2 階）	昼間1時間につき	700円	夜間とは、午後6時から 午後10時までとする。
	夜間1時間につき	850円	夜間とは、午後6時から 午後10時までとする。		夜間1時間につき	850円	

(養父市都市公園条例の一部改正)

第22条 養父市都市公園条例（平成16年養父市条例第249号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案						現 行					
(使用料)						(使用料)					
第12条 （略）						第12条 （略）					
2 別表第2に掲げる公園施設を利用しようとする者は、これらの表に定めるところにより、使用料を納めなければならない。 _____						2 別表第2に掲げる公園施設を利用しようとする者は、これらの表に定めるところにより、使用料を納めなければならない。 <u>ただし、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の所持者並びに手帳所持者の介助者（手帳所持者1人につき介助者1人。以下「障がい者等」という。）又は保育所（園）、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校及び義務教育学校の幼児、児童若しくは生徒又は60歳以上の者が運動施設を利用する場合の使用料の額は、別表第2に定める使用料の額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u>					

3・4 （略）						3・4 （略）					
(使用料の免除)						(使用料の免除)					
第13条 市長は、前条の場合において、 <u>公益上特に必要</u> があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。						第13条 市長は、前条の場合において、 <u>特別の理由</u> があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。					
別表第2（第12条関係）						別表第2（第12条関係）					
(単位：円)						(単位：円)					
施設名	区分	単位	使用料	照明料	利用時間帯	施設名	区分	単位	使用料	照明料	利用時間帯
総合体育館	全面	1時間	<u>1,200</u>	—	午前9時から午後9時30分まで	総合体育館	全面	1時間	<u>800</u>	—	午前9時から午後9時30分まで
	1/2面		<u>600</u>	—			1/2面		<u>400</u>	—	
	1/3面		<u>400</u>	—			1/3面		<u>300</u>	—	

	1／4面		300	—	
	ランニングデッキ	1人	150	—	
会議室	1室	1時間	250	—	
公園グラウンド	全面		600	—	午前9時から午後
	1／2面		300	—	7時まで
テニスコート	1面		400	250	午前9時から午後9時30分まで
備考 1～3（略）					
別表第3（第12条関係）					
区分	種別	使用料	備考		
ようか温水プール	一般遊泳者（1回当たり）	大人1人 750円 60歳以上1人 370円 大人障がい者等1人 370円 小人1人 180円	(1) 1回とは、2時間以内とする。 (2) 小人とは、中学生以下の者をいう。		
	市長が指定する者が指導する水泳教室で使用する場合（1月当たり）	(略)			
健康支援施設	(略)				

	1／4面		200	—	
	ランニングデッキ	1人	100	—	
会議室	1室	1時間	250	—	
公園グラウンド	全面		600	—	午前9時から午後
	1／2面		300	—	7時まで
テニスコート	1面		400	250	午前9時から午後9時30分まで
備考 1～3（略）					
別表第3（第12条関係）					
区分	種別	使用料	備考		
ようか温水プール	一般遊泳者（1回当たり）	大人1人 500円 60歳以上1人 250円 大人障がい者等1人 250円 小人1人 120円	(1) 1回とは、2時間以内とする。 (2) 小人とは、中学生以下の者をいう。		
	市長が指定する者が指導する水泳教室で使用する場合（1月当たり）	(略)			
健康支援施設	(略)				

(養父市大屋市民センター設置及び管理条例の一部改正)

第23条 養父市大屋市民センター設置及び管理条例（平成17年養父市条例第34号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
区分	基本使用料			区分	基本使用料		
	1日につき4時間を 超える場合	1日につき4時間以 内の場合	午前中より午後5 時以降の場合		1日につき4時間を 超える場合	1日につき4時間以 内の場合	午前中より午後5 時以降の場合
第2会議室	1,500円	750円	2,030円	第2会議室	1,500円	750円	1,700円
大会議室	4,000円	2,000円	5,000円	大会議室	4,000円	2,000円	5,000円
<u>特別料金</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額_____を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。 附記 （略）				<u>特別料金</u> 1 冷暖房の使用料は、基本使用料の5割を加算する。 2 _____使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。 附記 （略）			

(養父市立体育施設設置及び管理条例の一部改正)

第24条 養父市立体育施設設置及び管理条例（平成20年養父市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
名称	区分	単位	使用料	名称	区分	単位	使用料
養父市立八鹿体育館	競技場全面	1時間	<u>400円</u>	養父市立八鹿体育館	競技場全面	1時間	<u>200円</u>
	競技場半面	1時間	<u>200円</u>		競技場半面	1時間	<u>100円</u>
	暖房設備（1基）	1時間	100円		暖房設備（1基）	1時間	100円
養父市立ようか武道館	(略)			養父市立ようか武道館	(略)		
養父市立養父体育館	競技場全面	1時間	<u>600円</u>	養父市立養父体育館	競技場全面	1時間	<u>400円</u>
	競技場半面	1時間	<u>300円</u>		競技場半面	1時間	<u>200円</u>
養父市立おおやスポーツセンター	(略)			養父市立おおやスポーツセンター	(略)		
養父市立おおやB&G海洋センター	(略)			養父市立おおやB&G海洋センター	(略)		
養父市立関宮農村広場	(略)			養父市立関宮農村広場	(略)		
養父市関宮農林漁業者等健康増進施設	競技場全面	1時間	<u>600円</u>	養父市関宮農林漁業者等健康増進施設	競技場全面	1時間	<u>400円</u>
	競技場半面	1時間	<u>300円</u>		競技場半面	1時間	<u>200円</u>
特別料金 (略)				特別料金 (略)			

(養父市はさまじ里山の森公園設置及び管理条例の一部改正)

第25条 養父市はさまじ里山の森公園設置及び管理条例（平成23年養父市条例第4号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第1（第6条関係）		別表第1（第6条関係）	
施設等	使用料	施設等	使用料
多目的広場（占有使用）	1時間 500円／面	多目的広場（占有使用）	1時間 500円／面
グラウンドゴルフ場	1日 大人 <u>750円</u> ／人	グラウンドゴルフ場	1日 大人 <u>500円</u> ／人
	1日 小人 <u>450円</u> ／人		1日 小人 <u>300円</u> ／人
	1日 全面貸切使用60,000円		1日 全面貸切使用60,000円
グラウンドゴルフクラブ・ボール貸出料	1回 100円	グラウンドゴルフクラブ・ボール貸出料	1回 100円
別表第2（第6条関係）		別表第2（第6条関係）	
(略)		(略)	
特別料金		特別料金	
<u>1</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額_____を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。		<u>1</u> 冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。 <u>2</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額 <u>及び冷暖房使用料についても同割額</u> を加算する。この場合において延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。	
<u>2</u> (略)		<u>3</u> (略)	

(養父市立全天候運動場設置及び管理条例の一部改正)

第26条 養父市立全天候運動場設置及び管理条例（平成24年養父市条例第19号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案						現 行					
別表（第7条関係）						別表（第7条関係）					
区分		単位	使用料		照明料	区分		単位	使用料		照明料
			平日	土・日曜、祝祭日					平日	土・日曜、祝祭日	
ア リ ー ナ	全面積	1時間当たり	900円	1,350円	1,800円	ア リ ー ナ	全面積	1時間当たり	600円	900円	1,200円
	3分の2		600円	900円	1,200円		3分の2		400円	600円	800円
	3分の1		300円	450円	600円		3分の1		200円	300円	400円
交流室			500円			交流室			500円		
特別料金						特別料金					
1・2（略）						1・2（略）					

(養父市おおやアート村拠点施設設置及び管理条例の一部改正)

第27条 養父市おおやアート村拠点施設設置及び管理条例（平成24年養父市条例第21号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案						現 行					
別表第3（第10条関係）						別表第3（第10条関係）					
(略)						(略)					
(略)						(略)					
付記						付記					

1・2 (略)	1・2 (略)
	<u>3 暖房器具を使用する場合は、暖房機 1 台につき 1 時間当たり 100 円を徴収するものとする。</u>
<u>3～5</u> (略)	<u>4～6</u> (略)

(養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例の一部改正)

第28条 養父市地域まちづくりセンター設置及び管理条例（平成27年養父市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表（第8条関係） （大谷ふれあいセンター）	別表（第8条関係） （大谷ふれあいセンター）
(略)	(略)
（八鹿ふれあい倶楽部）	（八鹿ふれあい倶楽部）
(略)	(略)
（小佐ふれあい倶楽部）	（小佐ふれあい倶楽部）
(略)	(略)
（高柳ふれあい倶楽部）	（高柳ふれあい倶楽部）
(略)	(略)
（伊佐ふれあい倶楽部）	（伊佐ふれあい倶楽部）
(略)	(略)
（宿南ふれあい倶楽部）	（宿南ふれあい倶楽部）
(略)	(略)

(建屋教育集会所)	(建屋教育集会所)
(略)	(略)
(西谷ふれあいの家)	(西谷ふれあいの家)
(略)	(略)
(口大屋高齢者コミュニティセンター)	(口大屋高齢者コミュニティセンター)
(略)	(略)
(南谷ふるさとセンター)	(南谷ふるさとセンター)
(略)	(略)
(木の香る浅野校区コミュニティセンター)	(木の香る浅野校区コミュニティセンター)
(略)	(略)
(コミュニティセンターであいの里)	(コミュニティセンターであいの里)
(略)	(略)
特別料金（各施設共通）	特別料金（各施設共通）
<u>1</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額_____を加算する。この場合において、延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。	<u>1</u> 冷暖房使用料は、基本使用料の5割を加算する。
<u>2</u> 営利等の目的外使用の場合は、基本使用料の <u>10割</u> の_____加算金を徴収することができる。	<u>2</u> 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間を限度とし、当該使用区分に係る基本使用料の3割の額 <u>及び冷暖房使用料についても同割額</u> を加算する。この場合において、延長又は繰り上げた時間が30分以上のときは1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。
	<u>3</u> 営利等の目的外使用の場合は、基本使用料の <u>5割から20割までの範囲</u> で加算金を徴収することができる。

（養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例の一部改正）

第29条 養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例（平成28年養父市条例第23号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
区分		使用料	備考	区分		使用料	備考
リフト	登行リフト～チャレンジ リフト	(略)		リフト	登行リフト～チャレンジ リフト	(略)	
	1日券	<u>4,500円</u>	休日は、 <u>5,000円</u>		1日券	<u>3,000円</u>	休日は、 <u>4,000円</u>
	半日券～午後券	(略)			半日券～午後券	(略)	
駐車場	(略)			駐車場	(略)		
備考 (略)				備考 (略)			

（養父市とがやま温泉天女の湯設置及び管理条例の一部改正）

第30条 養父市とがやま温泉天女の湯設置及び管理条例（平成29年養父市条例第17号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第 1 （第 5 条関係）			別表第 1 （第 5 条関係）		
区分		使用料（1人1回につき）	区分		使用料（1人1回につき）
一般浴場	大人	800円	一般浴場	大人	700円
	小人	500円		小人	400円
ケア浴場	1回60分	（使用料×人数） +2, 000円	ケア浴場		1回60分
備考 小人は小学生以下とする。（3歳未満の幼児は除く。）			備考 小人は小学生以下とする。（3歳未満の幼児は除く。）		

(養父市子育て・移住サポートセンター設置及び管理条例の一部改正)

第31条 養父市子育て・移住サポートセンター設置及び管理条例（平成29年養父市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
別表（第7条関係）	別表（第7条関係）
(略)	(略)
※1時間に満たない時間は1時間とする。 特別料金 <u>センターを営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。</u>	※1時間に満たない時間は1時間とする。 特別料金 <u>1 冷暖房の使用料は、基本使用料の5割を加算する。</u> <u>2 センターを営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、基本使用料の10割を加算する。</u>

(養父市立やぶ市民交流広場設置及び管理条例の一部改正)

第32条 養父市立やぶ市民交流広場設置及び管理条例（令和3年養父市条例第18号）の一部を次の表のように改正する。（下線の部分は改正部分）

改 正 案							現 行						
別表（第 9 条関係） 1 施設使用料 (単位：円)							別表（第 9 条関係） 1 施設使用料 (単位：円)						
区分	使用時間区分及び基本使用料						区分	使用時間区分及び基本使用料					
	9時から			13時から		18時から		9時から			13時から		18時から
	12時まで	17時 ま で	22時 ま で	17時 ま で	22時 ま で	22時 ま で		12時まで	17時 ま で	22時 ま で	17時 ま で	22時 ま で	22時 ま で

ホール	平日	22,180	59,140	96,110	29,570	66,540	29,570
	土、日、 祝、休日	25,570	68,200	110,820	34,100	76,720	34,100
ステージのみ 使用	平日	6,930	18,480	30,030	9,240	20,790	9,240
	土、日、 祝、休日	7,920	21,120	34,320	10,560	23,760	10,560
楽屋（大）		900	2,400	3,910	1,200	2,700	1,200
楽屋（中）		740	1,980	3,220	990	2,230	990
楽屋（小）		630	1,700	2,760	850	1,910	850
リハーサル室		2,510	6,700	10,890	3,350	7,540	3,350
音楽スタジオ		1,040	2,790	4,540	1,390	3,140	1,390
展示室		1,330	3,550	5,770	1,770	3,990	1,770
大会議室（全室）		3,200	8,540	13,880	4,270	9,610	4,270
大会議室（半室1）		1,920	5,120	8,320	2,560	5,760	2,560
大会議室（半室2）		1,280	3,410	5,550	1,700	3,840	1,700
中会議室		1,020	2,720	4,420	1,360	3,060	1,360
小会議室1		620	1,660	2,700	830	1,870	830
小会議室2		620	1,660	2,770	830	1,870	830
和室（全室）		900	2,400	3,750	1,200	2,700	1,200
和室（半室）		450	1,200	1,870	600	1,350	600
調理室		2,150	5,740	9,330	2,870	6,460	2,870
附属設備		規則で定める額					

2 特別料金

ホール	平日	13,500	36,000	58,500	18,000	40,500	18,000
	土、日、 祝、休日	16,500	44,000	71,500	22,000	49,500	22,000
ステージのみ 使用	平日	4,200	11,200	18,200	5,600	12,600	5,600
	土、日、 祝、休日	5,100	13,600	22,100	6,800	15,300	6,800
楽屋（大）		700	1,900	3,100	1,000	2,100	1,000
楽屋（中）		600	1,600	2,500	800	1,800	800
楽屋（小）		500	1,300	2,200	700	1,500	700
リハーサル室		1,900	5,000	8,100	2,500	5,600	2,500
音楽スタジオ		800	2,100	3,400	1,000	2,300	1,000
展示室		1,000	2,600	4,300	1,300	3,000	1,300
大会議室（全室）		2,400	6,300	10,300	3,200	7,100	3,200
大会議室（半室）		1,200	3,100	5,100	1,600	3,500	1,600
中会議室		800	2,000	3,300	1,000	2,300	1,000
小会議室1		500	1,200	2,000	600	1,400	600
小会議室2		500	1,200	2,000	600	1,400	600
和室（全室）		600	1,600	2,500	800	1,800	800
和室（半室）		300	800	1,300	400	900	400
調理室		1,600	4,300	6,900	2,100	4,800	2,100
附属設備		規則で定める額					

2 特別料金

（1） 冷暖房使用料は、当該使用区分に係る平日の基本使用料の5

(1) 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1 時間を限度として当該使用区分に係る基本使用料の 3 割の額_____を加算する。この場合において、当該延長し、又は繰り上げた時間が30分以上のときは1 時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 (2) ～ (5) (略) (6) 上記第3号から第5号までについて、市内在住者又は市内事業所を有する者以外の者が使用する場合は、それぞれの加算割合のほか、別に当該使用区分に係る基本使用料の 7 割を加算する。 (7) (略) 附記 (略)	割を加算する。 (2) 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1 時間を限度として当該使用区分に係る基本使用料の 3 割の額及び冷暖房使用料についても同割額を加算する。この場合において、当該延長し、又は繰り上げた時間が30分以上のときは1 時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。 (3) ～ (6) (略) (7) 上記第4号から第6号までについて、市内在住者又は市内事業所を有する者以外の者が使用する場合は、それぞれの加算割合のほか、別に当該使用区分に係る基本使用料の 7 割を加算する。 (8) (略) 附記 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用又は利用に係る使用料、観覧料又は入館料（以下「使用料等」という。）について適用し、施行日前の使用又は利用に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 8 年 9 月30日までに施行日以後の使用又は利用の許可を受けている場合の使用料等については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 改正後の各条例に規定する使用料等の徴収その他これらを徴収するために必要な準備行為を行うことができる。